

NPO 法人スポネット弘前 会員会則

第1条【名称】

本法人(以下本クラブ)は NPO 法人スポネット弘前と称する。

第2条【目的】

本クラブは、地域住民に対し、社会や行政と連携、協働しながら、スポーツを通じた「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツできる場や環境を築いていくことを目的とする。

第3条【会員の種類】

本クラブの会員の種類は、下記の3種類とする。

- (1) スタッフ会員・・・クラブの運営・管理を行う会員
- (2) 一般会員・・・教室・サークル活動へ参加する会員
- (3) サポート会員・・・クラブを支援する会員

第4条【年会費】

本クラブの会費は年会費とし、会員は下記に定める年会費を納め法人の運営に充てるものとする。

- (1) スタッフ会員の年会費は、2,000円とする。
- (2) 一般会員の年会費は、子供(中学生以下)4,000円、大人5,000円とする。但し、年度途中の入会時は、年度の残月分を徴収する。(会員登録用紙参照)

※ファミリー割引有り(同一世帯内の家族の場合は2人目より500円割引とする。)

- (3) サポート会員の年会費は、個人一口5,000円、団体・法人一口10,000円とする。

年会費は入会時もしくは更新時に納めるものとする。

なお、年会費はクラブの運営状況により変更する場合がある。

第5条【入会資格】

本クラブに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同した者で下記の条件を満たす者とする。ただし18歳未満の場合は、親権者の同意を得ることとする。

- (1) スタッフ会員は、原則として高校生以上とする。
- (2) 一般会員は、0歳以上とする。ただし、各部門は独自に参加対象年齢を別途定めること

ができる。

- (3) サポート会員は、個人、法人・団体とする。

第6条【入会金】

本クラブへの入会金は500円とする。新規入会時や、一度退会した後の再入会時に発生する。

第7条【入会手続き】

本クラブへの入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、下記をスタッフか事務局に提出する。

- (1) 入会申込用紙
- (2) 入会金
- (3) 初年度分の年会費

入会金及び、年会費を納入した時点で、本クラブ会員となる。

第8条【更新手続き】

次年度以降(4月1日～)も本クラブ会員を継続する場合は、会員登録申込書に必要事項を記入し、下記をスタッフか事務局に提出する。

- (1) 更新用紙
- (2) 新年度分の年会費

更新手続き期間は、4月1日～5月31日の2ヶ月間とする。期限を過ぎた場合は退会扱いとなり、更新ではなく再入会を行う。

第9条【活動への参加】

本クラブの会員は、下記に定めるところにより活動へ参加することができる。

- (1) 本クラブの会員は、各活動に参加する場合は参加費または月謝を支払うこととする。(保険料含む)
- (2) 夜間の活動に関して、小学生以下は原則として送迎が確保されない場合は参加できない。
- (3) 月謝制の各教室部門において、月謝の未納が2ヶ月を超えた場合、当該部門は自動的に退部となる。また、事前に連絡があった場合は、2ヶ月以内は休部を認める。なお、月謝は原則として返還されないものとする。
- (5) 前年度登録会員の更新期間中の活動は、期間最終日(毎年5月31日)をもって終了とする。

NPO 法人スポネット弘前 会員会則

第10条【退会手続き】

本クラブを退会する者は、所定の退会届け用紙に必要な事項を記載のうえ事務局へ提出する。退会届けが受理された時点でとなる。また、更新手続きをしないまま更新期間期限を過ぎた場合も同様とする。以上の事由により退会した場合、再入会が可能である。

第11条【会員資格の喪失】

会員は次の場合に本クラブの会員資格を喪失する。

- (1) 退会手続きが受理されたとき
- (2) 除名措置となったとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 当クラブの活動がすべて停止となった場合

第12条【会員の除名措置】

会員が以下の行為をした場合、理事会の議決を経て、本クラブは会員を除名することができる。

- (1) 本クラブの目的および会則に反する行為をしたとき
 - (2) 本クラブの名誉を傷つけたとき
 - (3) 反社会的な行為を犯したとき
 - (4) 各活動において著しい迷惑行為があったとき
- なお、原則として当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

また、除名処分に該当する事例が発生した場合は、懲罰委員会を立ち上げ、詳細を検討するものとする。

除名となった場合、ある一定期間本クラブへの再入会はできないものとする。

第13条【会員種類の移行】

本クラブの会員は、随時、他の種類の会員へ移行することができる。尚、年度当初からの年会費等に差額が生じた場合であっても、その返還を求めるものではない。

第14条【保険】

会員は、入会と同時に本クラブが定める保険へ自動的に加入となる。保険手続きはすべて事務局で行う。

第15条【免責事項】

会員は本クラブの活動をする際、クラブ及び活動施設の諸規則、担当スタッフの指示に従って行動するものとする。活動中に起きた事故は原則として保険適用範囲内で対応する。ただし、規則・指示に反して、盗難、傷害等の事件が発生した場合、本クラブは一切の損害賠償請求に応じないものとする。

第16条【会員登録情報】

- (1) 会員は、氏名・住所・連絡先・その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を事務局に届出るものとする。
- (2) 会員の個人情報は、別に定めるプライバシーポリシーにより管理する。

第17条【肖像の撮影・掲載同意】

活動を広く内外に広報することを目的に、活動風景等の撮影および撮影した写真をホームページ・パンフレット・各種 SNS (Facebook・instagram 等) に掲載することに同意したものとする。

第18条【会則の改定】

本会則は、必要に応じて理事会の承認を得ることで改定することができる。改訂後は遅滞なくすべての会員に周知する。

第19条【事務局】

本クラブの事務局は特定非営利活動法人スポネット弘前とする。

第20条【会則の施行】

本会則は、2007年3月1日より施行する。

【改正履歴】

- 2008年3月18日一部改正
- 2010年3月22日一部改正
- 2012年3月28日一部改正
- 2014年3月20日一部改訂
- 2014年3月31日一部改訂
- 2015年5月19日一部改訂
- 2017年3月22日一部改訂
- 2019年5月 8日一部改訂
- 2022年2月 1日一部改訂